

日本国憲法  
教育基本法  
学校教育法  
世界人権宣言  
児童の権利条約  
福井県人権尊重の  
社会づくり条例  
人権教育・啓発に  
関する基本計画  
他関係法令

県・市教育方針

学校教育目標  
社会に貢献できる  
自主協同の  
精神の育成  
目指す生徒像  
愛される中学生  
～向上・つながり・勤労～

生徒の実態  
生徒の願い  
保護者の願い  
教師の願い  
地域の願い  
社会の要請

研究主題

探究する学校～学びを創る・つなげる～

人権教育目標

- ◎差別や偏見を許さず，人権意識の向上と人権尊重の考え方の啓発に努める。
- ・自他の生命を大切にし，生きる権利を尊重する生徒を育てる。(生命尊重)
- ・一人一人の個性を大切にし，差別・偏見のない仲間づくりを推進する。(人格の尊厳)
- ・人権意識の観点から，真実を追究する態度と合理的な判断力を身につける。(人格の確立)
- ・他人に接する態度を考え，相手の立場を思いやる行動ができる生徒を育てる。(人間愛)

各学年の指導の重点

1 年	2 年	3 年
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手の立場に立って考えることができる生徒を育成する中で，一人一人の個性を大切にする学級集団をつくる。</li> <li>・生命の尊さを知り，命あるものを慈しみ，大切にする生徒を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人の問題をみんなの問題として考え，解決していこうとする連帯意識を持った学級集団づくりに努める。</li> <li>・あらゆる差別に対して毅然とした態度で立ち向かう生徒を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周りに目を向け、自分の強みを生かし，協力して問題を解決できる力量を持った学級・学年集団づくりに努める。</li> <li>・自己を見つめ直す中で，正しい人生観・社会観を持ち，力強く生き抜く生徒を育てる。</li> </ul>

各教科	道徳	特別活動	総合的な学習の時間	生徒指導	進路指導
生徒が主体的に学習に取り組むことができる授業づくりに努める。特に社会科において，同和問題解決につながる歴史や公民の学習指導を充実させる。また，国語科文学教材の指導を通して人間の生き方を追究させる。各教科を通して科学的・合理的な見方を育てる。	生命尊重の精神，美しいものや崇高なものに感動できる豊かな心，人の気持ちや立場を大切に思いやる心を育てていく中で，差別や偏見について深く考えさせ，人間尊重の精神の育成を図る。	集団活動の中でお互いの人権感覚を養い，個性を伸ばし，集団の一員としての自覚を深め，協力して自主的に活動できるようにするとともに，自己を生かすことができる生徒の育成に努める。	異学年集団や地域の人たちとの関わりが持てる探究学習を通して，その人の生き方や考え方に触れながら，常に自分と他人の生命を見つめ，自分の生き方について考えることができる生徒の育成に努める。	生徒一人一人の個性と主体性を尊重し，変化の激しい社会であっても，常にふるさとを愛し，誇りを持つ心の育成を図るとともに，価値あるものとして時代を超えて変わらぬ豊かな人間性を育み、自己指導力を高める。	高校選択のための進路指導ではなく，生き方の指導としての進路指導を行い，自分らしい生き方を求め，自分の生き方について十分に考え，自己実現に向けて努力する生徒の育成に努める。

家庭・地域との連携

家庭訪問，各種便り（学校，学年，学級，PTA），PTA活動，学校開放日の授業公開，講演会等のあらゆる機会をとらえて，人権教育の推進について，理解と協力を得るように努める。

# 人権教育推進計画

学校名	小浜市立小浜第二中学校		学校長名	加福 秀樹	
学級数	16	生徒数	399名	教職員数	31名
				人権教育主任名	大下 全士

## 1 人権教育目標

◎差別や偏見を許さず、人権意識の向上と人権尊重の考え方の啓発に努める。

- ・自他の生命を大切にし、生きる権利を尊重する生徒を育てる。(生命尊重)
- ・一人一人の個性を大切にし、差別・偏見のない仲間づくりを推進する。(人格の尊厳)
- ・人権意識の観点から、真実を追究する態度と合理的な判断力を身につける。(人格の確立)
- ・他人に接する態度を考え、相手の立場を思いやる行動ができる生徒を育てる。(人間愛)

## 2 重点努力目標

- ・本校は「社会に貢献できる自主協同の精神の育成」という学校教育目標を達成するために、全教職員が各教科、生徒会活動等における指導を通して人権教育の実践に取り組んでいく。
- ・生徒一人一人の個性と人権が認められ、全ての生徒が生き生きとした学校生活を送れるよう人権教育を推進する。
- ・教員自身の人権意識について振り返る機会を定期的に設け、教員集団としての人権意識の向上を図る。

## 3 具体的推進計画

### (1) 各教科等においてねらうもの

① 豊かな心情と確かな人権意識を育てるための取り組みを推進していく。

ア 社会科において、同和問題解決につながる歴史や公民の学習指導の充実に努める。

- ・歴史分野の学習において、農耕の発達と身分制の発生、江戸時代の身分制度、解放令、全国水平社の部落解放運動を扱い、同和問題が不合理なものであることや差別から解放されるために戦ってきたことを理解させる。
- ・第3学年の公民分野の学習において、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の固有の問題点について考えさせ、人権意識の高揚を図る。特に拉致問題解決に向けての意欲を高める指導を充実させる。

イ 道徳の授業における豊かな心情や人間尊重の精神を育成する指導の充実に努める。

- ・生命を尊重する心、豊かな感性、人の気持ちや立場を大切にする思いやりの心を育成する。
- ・差別や偏見について深く考えさせ、人間尊重の精神を育成する。

ウ 科学的・合理的な見方や考え方を育成する。

- ・問題解決に向けて、真理を追究し、根拠をもとに筋道立てて考える力を各教科で養う。

エ 人権意識を現実生きて働くものとするために、特別活動の充実に努める。

- ・よりよい集団づくりを進めるために、学校行事に向けた学級の取り組みを、一人一役を意識し計画実行に移す。
- ・命に関する学習としての性教育を、人権教育の視点から取り組んでいく。

オ 人権意識向上をねらいとして各教科、道徳、特別活動の横断的な取り組みを充実させる。

- ・道徳、学級活動などを連携させ、一連の流れをもった指導を展開し、人権週間における取り組みのより一層の充実に努める。感染者・元患者等の人権に関する問題についても取り上げるようにする。
- ・社会、総合等で拉致問題を取り上げる。3年生は地村保志さんから、拉致事件についての事実や体験を聞いたリ、学級でも地村さんと対話したりするなど、深く考える機会を持つ。

② 学力の向上と進路指導の充実に努める。

ア 生徒たちが意欲的に学習に取り組めるよう、その支えとなる「授業づくり」「集団づくり」「習熟度に応じた指導」について、さらに実践研究を進めていく。特に「集団づくり」においては、生徒理解を深めながら取り組む。

イ 総合的な学習の時間にキャリア学習、立志式に向けた自己啓発を取り入れ、生き方の指導としての進路指導のより一層の充実に努める。

### (2) 教職員の研修

① 人権教育に関わる全体研修を行う。また、各教科・領域部会や各学年部会においても適宜研修を行っていく。

② 「授業における人権意識の日常化シート」(嶺南教育事務所作成)を用い、教師が人権教育の視点から授業を行うことで、授業がすべての児童生徒にとって「わかる」ものになるよう取り組んでいく。

### (3) 全校生徒に対する取り組み

① 12月の1週間を本校人権週間とし、全ての学級において人権に関する授業及び講演会を行い、人権意識を高める。

② 総合的な学習の時間を通して、様々な人達とふれあう体験を取り入れ、そのことを通して生命を尊重する心や思いやりの心を育んだり、人間としての生き方を考えさせたりする。

### (4) 保護者に対する取り組み

① 各種便り(学校、学年、学級、PTA)等を活用したり、学級懇談会、学校開放日の授業参観、講演会等の機会を生かしたりして、人権教育の推進について理解と協力を得るよう努める。

### (5) 人権教育研修計画

回	月日	研修課題・内容	対象	講師・資料等
1	6月	・授業づくりと集団づくりに関する研修	本校職員31名	人権担当者による校内研修
2	11月	・教員の人権意識の向上	本校職員31名	人権担当者による校内研修
3	12/4~	・人権に関する授業及び講演会の実施	全生徒	各担任及び人権主任
4	3月	・生徒理解研修(次年度に向けての情報共有)	本校職員31名	生徒指導担当者

※ 生徒理解研修は学年部会(月1回)、担任者会(週1回)でも適宜実施